

津山市公共施設等総合管理計画

平成29年5月

岡山県津山市

はじめに ～計画策定の背景と目的～

「新しく造ること」から「賢く使うこと」へ

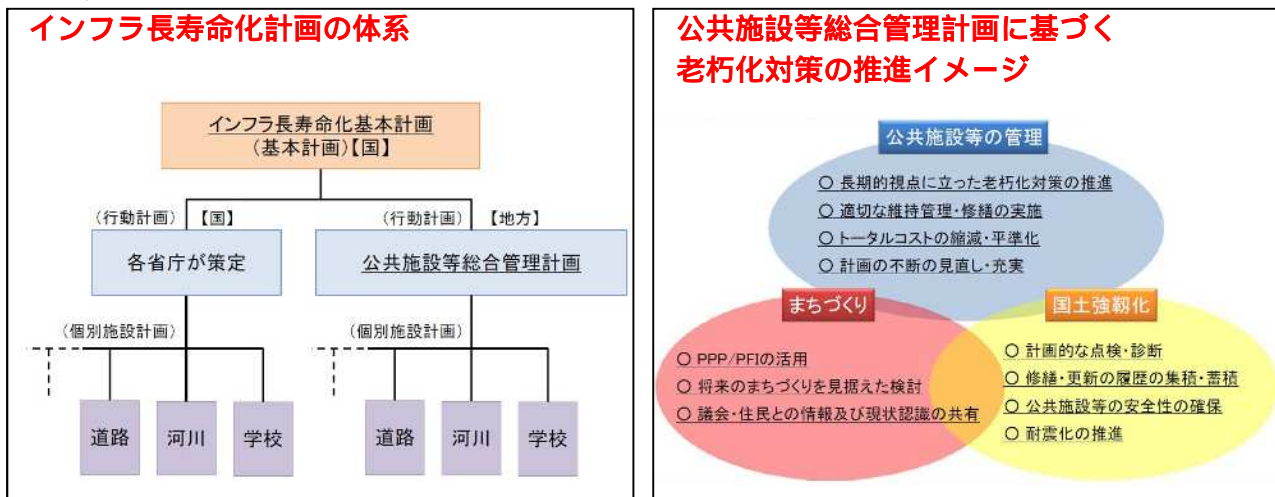
「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)より

私たちの生活や社会経済活動は、道路・橋りょう・上下水道等のインフラと、学校・福祉施設等の公共施設(以下「公共施設等」という。)によって支えられています。

現在、日本各地では、高度経済成長期から昭和60年代にかけて整備された公共施設等が、建設後30年を経過し老朽化が進み、今後一斉かつ大量に更新時期を迎えます。特に、平成24年に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故が契機となり、公共施設の老朽化に対する関心が強まりました。また、これら公共施設等の更新には多額の財政負担が想定されることから、『公共施設等の更新問題』は、国や自治体における最重要課題としてとらえられています。

国は「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において「インフラの老朽化が急速に進展するなか『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」という認識を示しました。そして、今後急増する老朽インフラに対する国民の不安を払拭し、将来にわたり利用者の安全を確保すべく、インフラの維持管理・更新を確実に実施することを目的とした「インフラ長寿命化基本計画」を平成25年11月に策定しました。この基本計画に基づき、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を定める「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を、また個別施設ごとの具体的な保全計画等を定める「個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)」を策定することとされています。

とりわけ多くの公共施設等を有する地方公共団体は、早急に施設の全体状況を把握し、長期的な視点により更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められており、このため、平成26年4月に総務省から地方公共団体に対し「公共施設等総合管理計画」を平成28年度までに策定するよう要請がなされたところ です。



津山市でも公共施設等の更新問題に取り組むためには、管理・所有する公共施設等の現状を的確に把握し、データベース化(見える化)していく必要があることから、既に「津山市公共施設白書」を作成、公表しているところですが、加えて、道路、橋りょう、上下水道といったインフラ施設を含めた公共施設等の総合的、長期的な管理に関する行動計画として「津山市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

目 次

津山市公共施設等総合管理計画

はじめに ～計画策定の背景と目的～

第1章 津山市の概要

1 概要	・・・・・・・・・・	1
2 人口動向・推計	・・・・・・・・・・	2
(1) 総人口・世帯数の推移		
(2) 将来人口		
(3) 年齢別人口		
3 財政状況	・・・・・・・・・・	5
(1) 歳入・歳出決算の推移		
(2) 投資的経費（普通建設事業費）の推移		
(3) 今後の財政見通し		

第2章 公共施設等の状況

1 公共施設	・・・・・・・・・・	9
(1) 延床面積の割合		
(2) 建築年度別整備状況		
(3) 耐震化の状況		
(4) 施設現地調査結果		
(5) 更新費用の試算		
2 インフラ施設		
(1) インフラ施設の整備状況	・・・・・・・・・・	17
道路の状況		
橋りょうの状況		
上水道の状況		
下水道の状況		
(2) 更新費用の試算		

第3章 公共施設等の適正管理に関する基本方針

1 計画期間	・・・・・・・・・・	24
2 対象範囲	・・・・・・・・・・	24
3 取組体制	・・・・・・・・・・	24
4 基本方針	・・・・・・・・・・	25
(1) 公共施設		
(2) インフラ施設		
5 フォローアップの方針	・・・・・・・・・・	29

第1章 津山市の概要

1 概要

平成 17 年 2 月 28 日、旧津山市・加茂町・阿波村・勝北町・久米町の 5 市町村が合併し、現在の「津山市」が誕生しました。

この 5 市町村を含む岡山県北の津山地域は、古くから生活圏をともし、社会・経済・文化等の面で強いつながりをもって発展を遂げてきました。

しかし、地方分権の進展、自動車社会到来による生活圏の広域化、住民ニーズの多様化・高度化、少子高齢化等、社会経済情勢の著しい変化に適切に対応するため、各自治体での行財政基盤の強化と併せて広域行政の拡充が進められてきました。

このような状況下、国は平成 11 年に「合併特例法」を改正するなどして市町村合併の推進を表明し、全国で合併論議が急速にわき起こることとなりました。これを受け、津山地域においても、平成 14 年 10 月に「津山地域合併準備協議会」、同年 12 月に「津山地域任意合併協議会」、そして平成 15 年 4 月に法定の組織として「津山地域合併協議会」を設置・協議を重ねた結果、上記 5 市町村が合併に至り、県北初の 10 万人都市となりました。

市町村合併の沿革

旧津山市

明治 4 年津山県となり、同 22 年に町村制施行により津山町が発足しました。昭和 4 年に市制が施行され、昭和 16 年に東苫田村・佐良山を編入、昭和 29 年に田邑村など 10 村を編入、昭和 30 年に檜・堂尾・池が原を編入し、旧津山市が誕生しました。

加茂町

明治 22 年、上加茂村・加茂村・東加茂村・西加茂村が設置され、このうち加茂村は大正 13 年に町制が施行されました。さらに、昭和 17 年に加茂町・東加茂村・西加茂村が合併して加茂町となり、昭和 26 年に加茂町から元加茂町の区域が分離して、新加茂町となりましたが、昭和 29 年に上加茂村・新加茂町・加茂町が合併して加茂町が誕生しました。

阿波村

明治 22 年に阿波村に村制が施行されて以来、一度も合併することなく連綿として一村を保っていました。

勝北町

明治 9 年に北条県を廃し、岡山県の管轄となりました。明治 22 年の町村制施行により、新野村・広戸村・勝加茂村となり、次いで昭和 30 年に同 3 村が合併し（同年に檜地区が津山市に編入）勝北町が誕生しました。

久米町

明治維新頃に諸藩に分かれていた領地は、明治 22 年の町村制施行により久米村・大井西村・大井東村・大倭村・倭文東村・倭文中村の 6 村になり、その後順次合併を重ねながら昭和 30 年大井町・久米村・倭文村が合併し、久米町が誕生しました。

2 人口動向・推計

(1) 総人口・世帯数の推移

本市の総人口は、高度経済成長期から増加が続いていましたが平成7年をピークに減少に転じ、平成27年には103,714人と、平成17年の市町村合併時(110,569人)と比べても6.2%の減少となっています。

一方、世帯数はゆるやかに増加を続け、核家族化の進展による単独世帯、特に高齢者の単独世帯が増えているため、平成27年には40,304世帯となっています。

データの見方【総人口の推移】【世帯の推移】

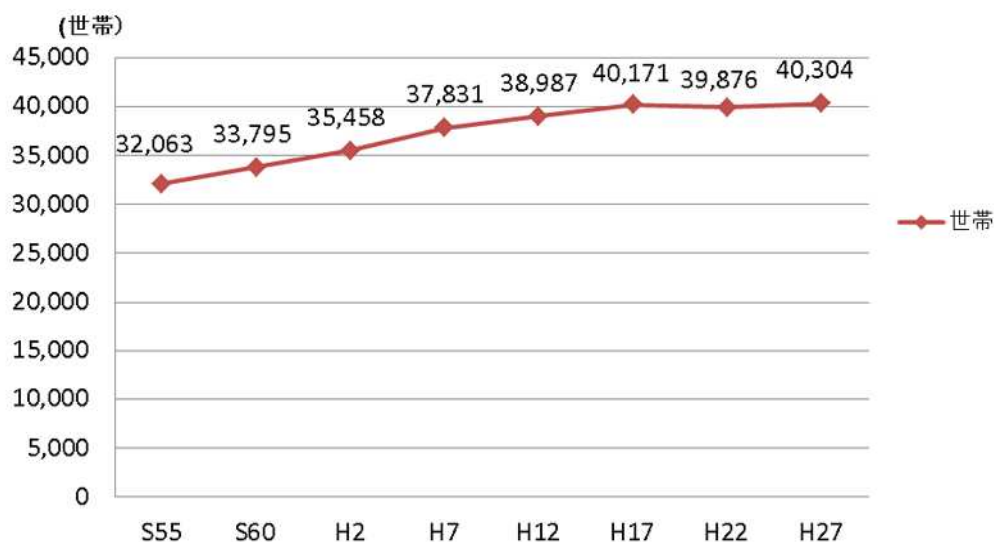
数値参照元

- ・昭和55年～平成22年までの「人口」「世帯数」は「国勢調査」、平成27年の「人口」「世帯数」は「平成27年国勢調査(速報)」から参照しています。

総人口の推移



世帯の推移

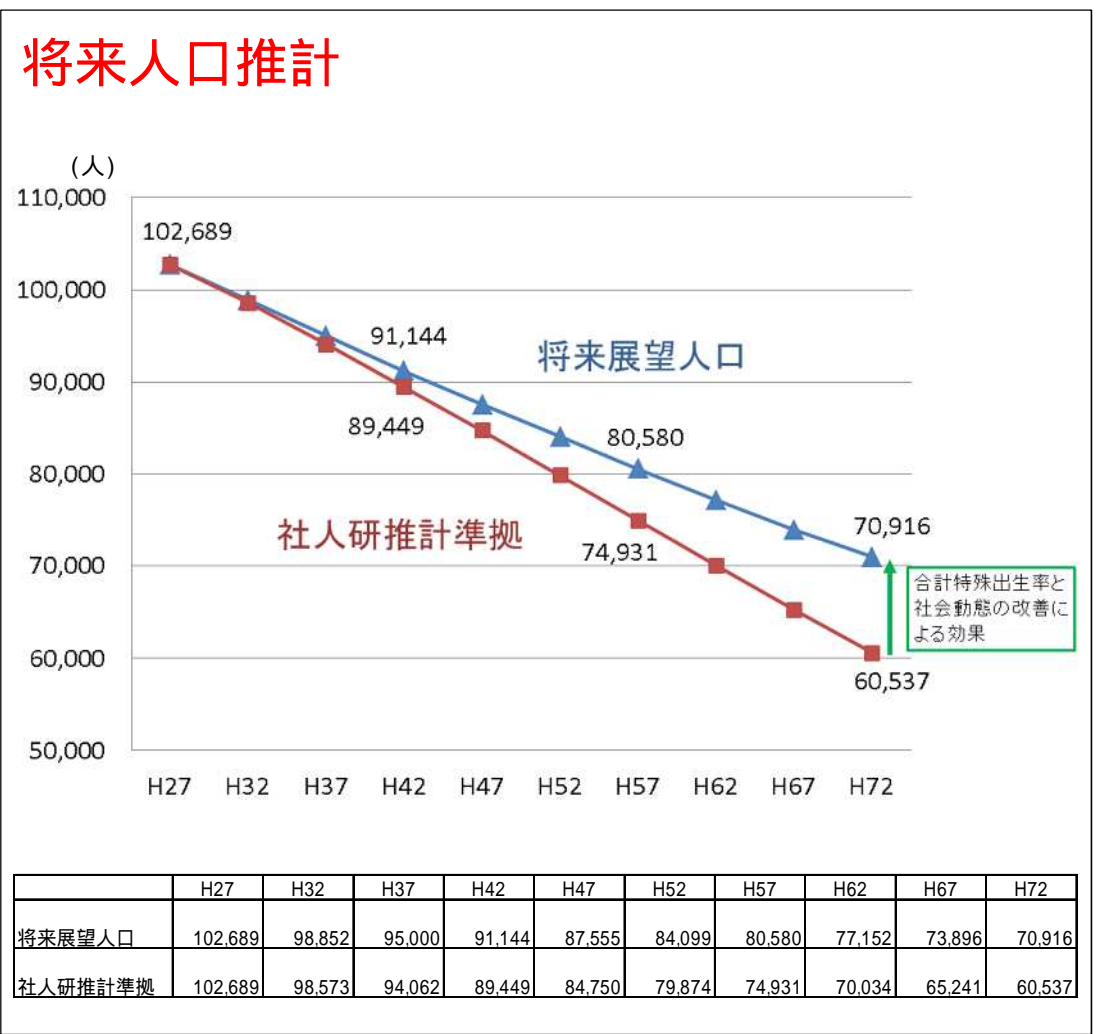


(2) 将来人口

本市の人口（旧加茂町・旧阿波村・旧勝北町・旧久米町を含む）は平成7年の国勢調査では11万3千人を超えるまで増加していましたが、これをピークに減少に転じ平成22年の国勢調査では10万7千人を割り込み、6千8百人以上の減少となっています。

津山市第5次総合計画の人口推計では、このまま少子化と人口流出に歯止めがかからなければ、50年後の人口が5万人を下回る可能性があるという極めて厳しい推計もなされる中、本市では「津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定し、2060年（平成72年）に70,916人以上の人口を維持することを目標に掲げ、合計特殊出生率の向上や若者・子育て世代を中心とした社会減に歯止めをかけるため、結婚・出産から子育ての希望がかなう環境の整備や多様な就業の希望がかなう雇用環境の創出など、若年層をはじめとしたUIJターンを促進するための施策を進めています。

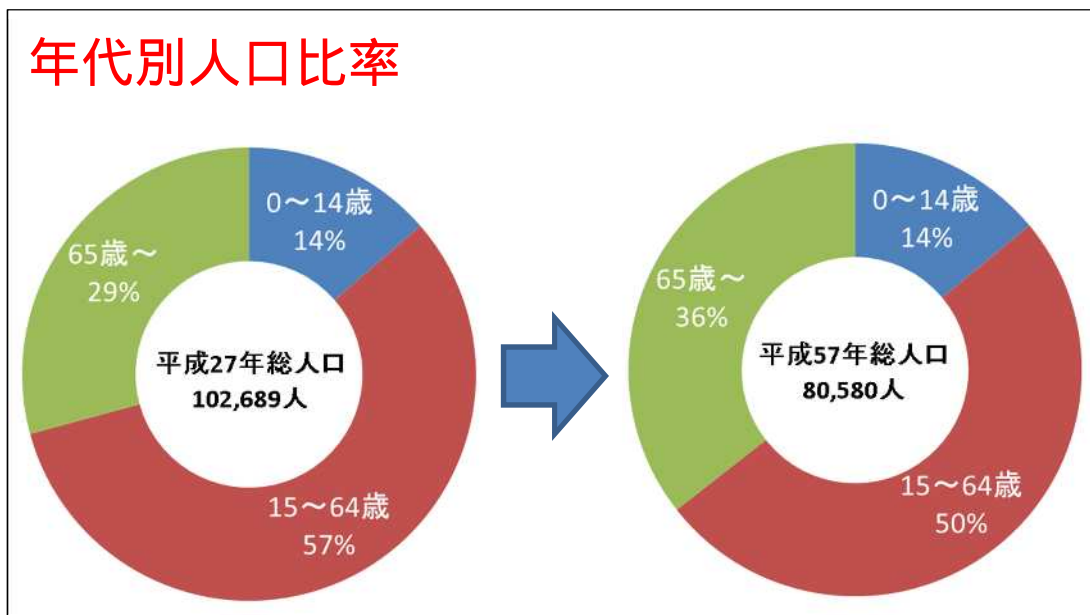
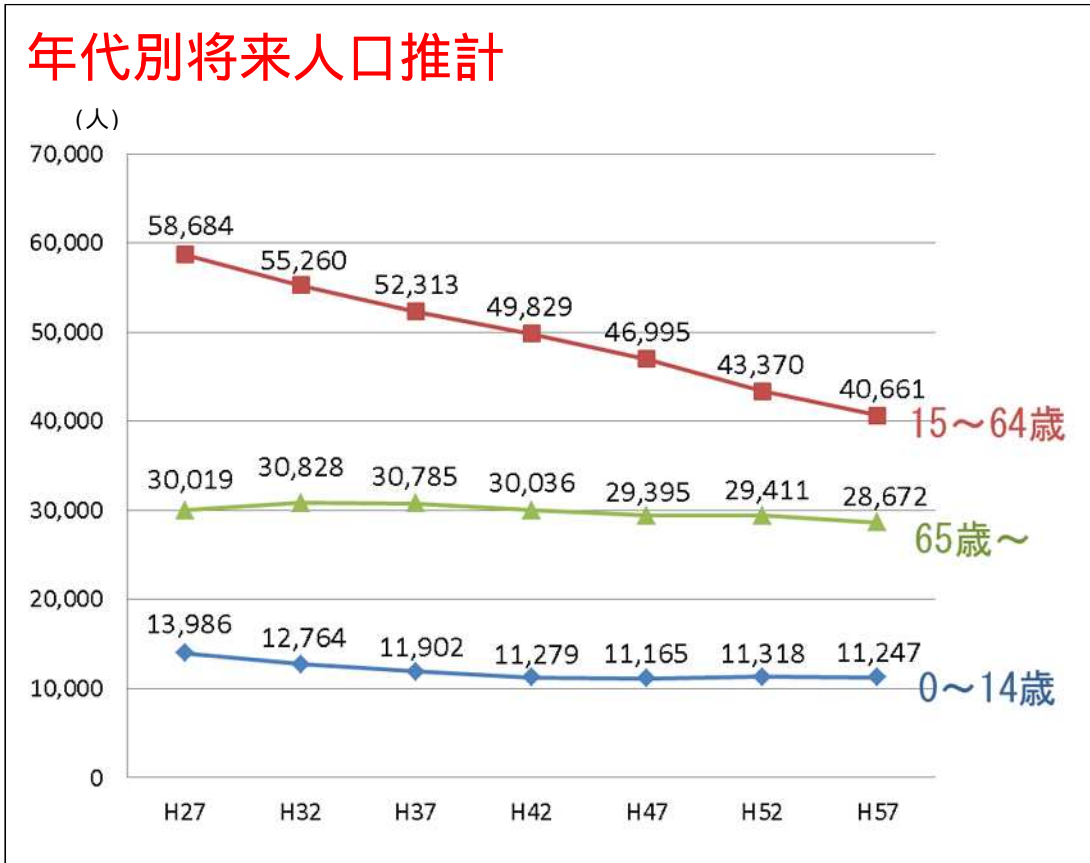
データの見方【将来人口推計】【年代別将来人口推計】	
数値参照元	
<ul style="list-style-type: none"> ・「将来人口推計」は「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)及び、「将来展望人口」(津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略)から参照しています。 ・「年代別将来人口推計」は「将来展望人口」(津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略)から参照しています。 	



(3) 年齢別人口

年齢別人口では、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加して高齢化が一層進むことが予想されています。

具体的には、平成27年と平成57年の年齢階級別の人口構成を比較すると、高齢者人口が約1千3百人の減少に対し、生産年齢人口が約1万8千人の減少と想定され、総人口の減少に伴い年齢別構成比率も変化することが分かります。



3 財政状況

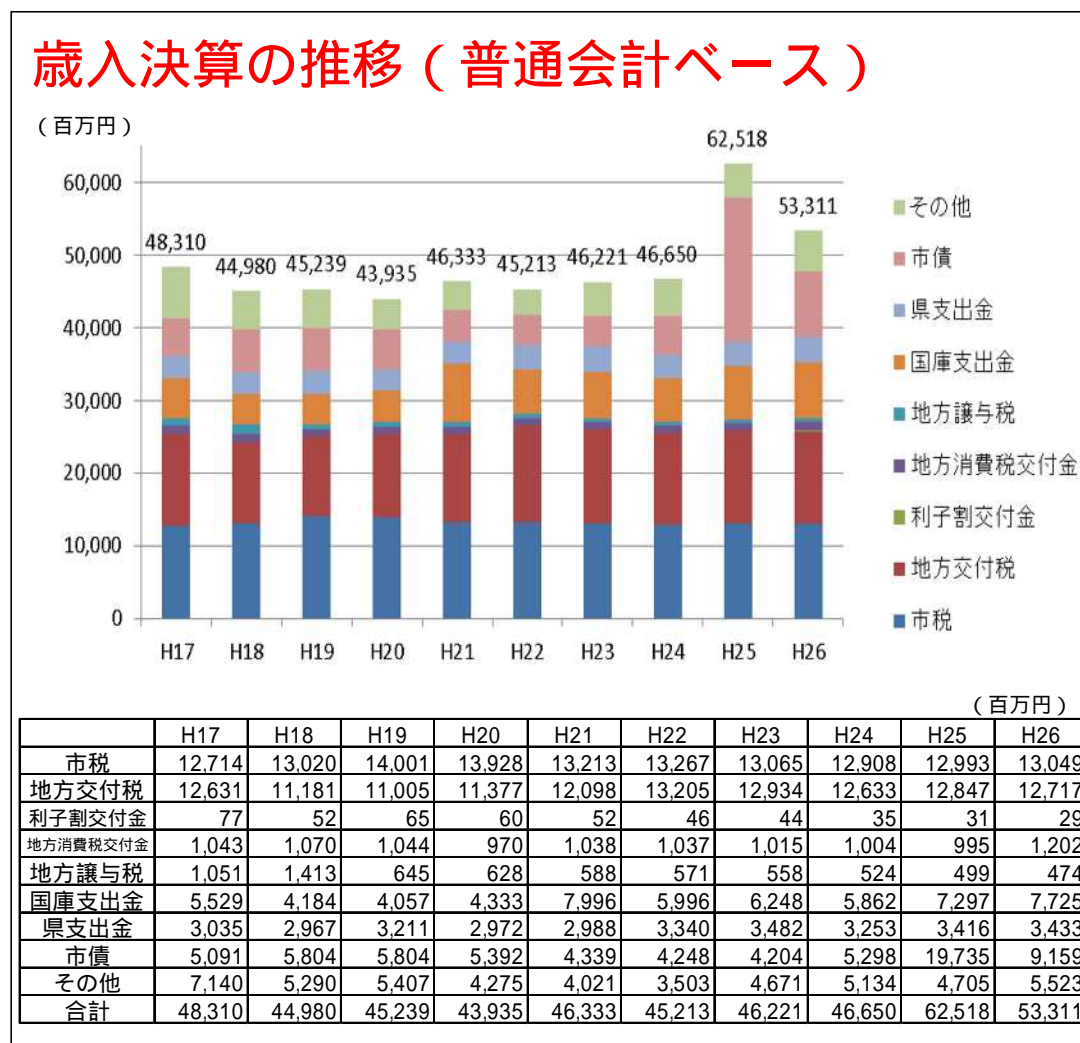
(1) 歳入・歳出決算の推移（平成16年度～平成26年度）

歳入決算については、合併以降、平成20年度までは、国の三位一体改革による地方交付税の大幅な減額などから減少傾向となり、合併時（平成16年度）の489億円が平成20年度には439億円まで減少しました。

その後、平成21年度以降は国の経済対策関係の各種交付金などから増額に転じ、平成24年度までは概ね460億円規模となっていました。平成25年度においては土地開発公社清算に伴い発行した第三セクター等改革推進債113億5千万円などから625億円と過去最大の規模となりました。また、平成26年度は小中学校耐震化事業の実施に伴う国庫支出金及び市債発行やがん陽子線治療センター整備に伴う地域総合整備事業債の発行等により、歳入決算額は533億円となっています。

歳入の主な動向として、本市の主要な自主財源である市税については、平成16年度以降平成20年度までは国の税制改正による税源移譲などから増加傾向にあり、平成16年度の123億円が平成19年度には140億円となりました。その後、平成21年度以降は全国的な経済不況、景気低迷の中で減少し、平成23年度からは約130億円となっています。企業誘致等による増収に努めておりますが、現状では今後においても大幅な増額は見込めない状況です。

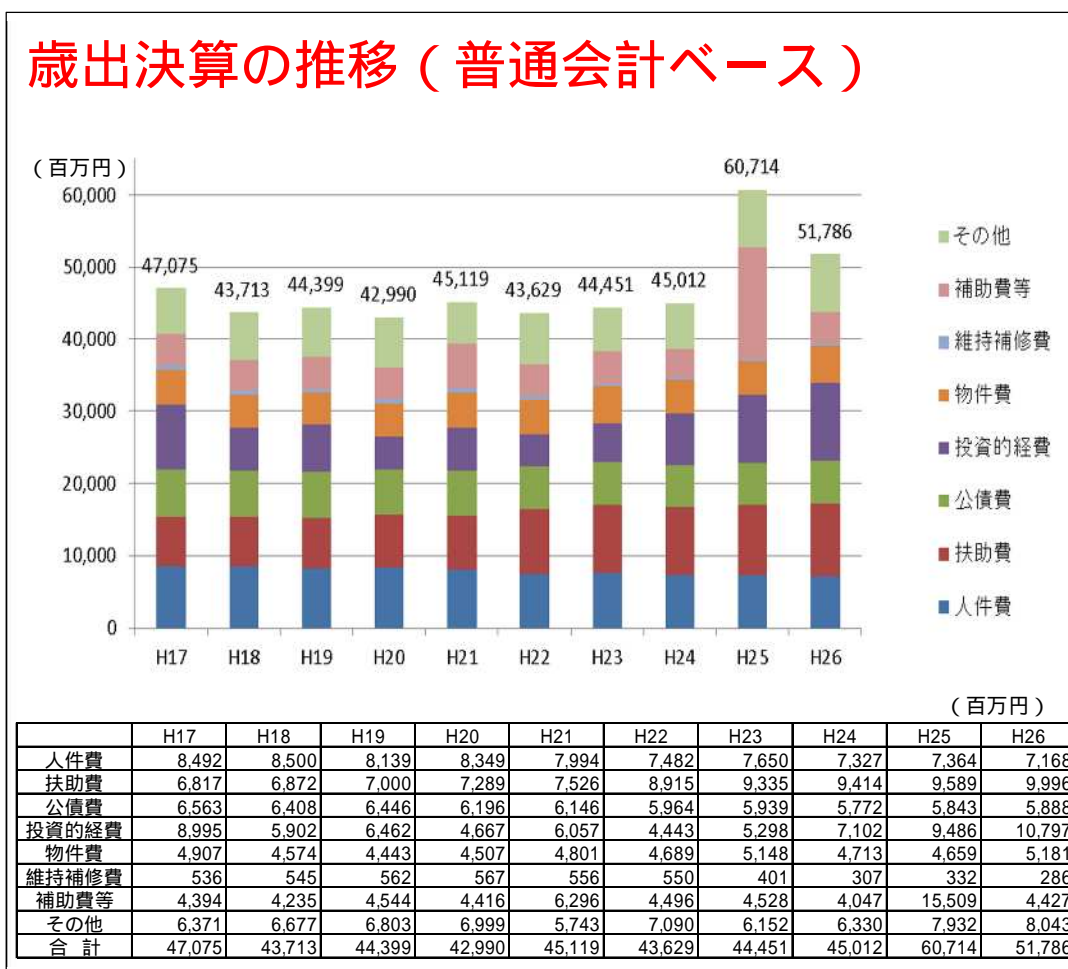
また、地方交付税については、合併特例期間終了後の平成27年度以降、合併算定替による上乗せ額が段階的に縮減され、最終的には全額が減額となる見込みです。



歳出決算については、合併以降、地方交付税等の歳入が減少する中、行財政改革の取組強化により人件費や投資的経費の抑制を図ったことなどから、決算額は合併直後（平成 17 年度）の 471 億円が平成 20 年度には 430 億円まで減少しました。

その後、平成 21 年度以降は国の経済対策の活用による投資的経費の増加や社会保障関係経費（扶助費等）の伸びなどから増額となり、平成 24 年度までは概ね 450 億円規模となっていました。平成 25 年度においては、土地開発公社借入金の代位弁済 113 億 5 千万円などから 607 億円と過去最大の規模となっています。平成 26 年度は、臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金や小中学校耐震化事業の実施などにより、歳出決算額は 518 億円となっています。

歳出の主な動向として、人件費については職員定数の削減などから減少傾向にあります。扶助費については高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加などから今後も増加が続くものと見込まれます。

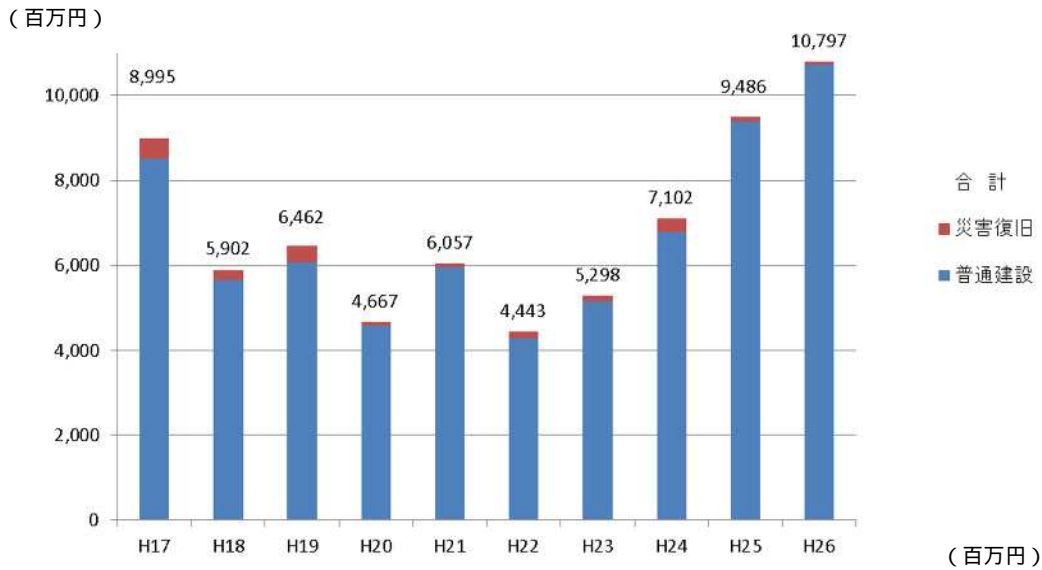


（ 2 ） 投資的経費（普通建設事業費）の推移

投資的経費については、合併直後（平成 17 年度）は約 90 億円でしたが、平成 18 年度以降は、第 4 次総合計画に基づいた計画的な事業執行に努め、平成 18 年度から平成 23 年度までは概ね 50 億円から 60 億円程度となっています。

その後、平成 24 年度から平成 26 年度においては国の経済対策に対応して、小中学校施設の耐震化等の学校教育施設整備事業や津山駅周辺整備事業等の中心市街地活性化対策事業などに積極的に取組んだことから大幅な増額傾向となっています。

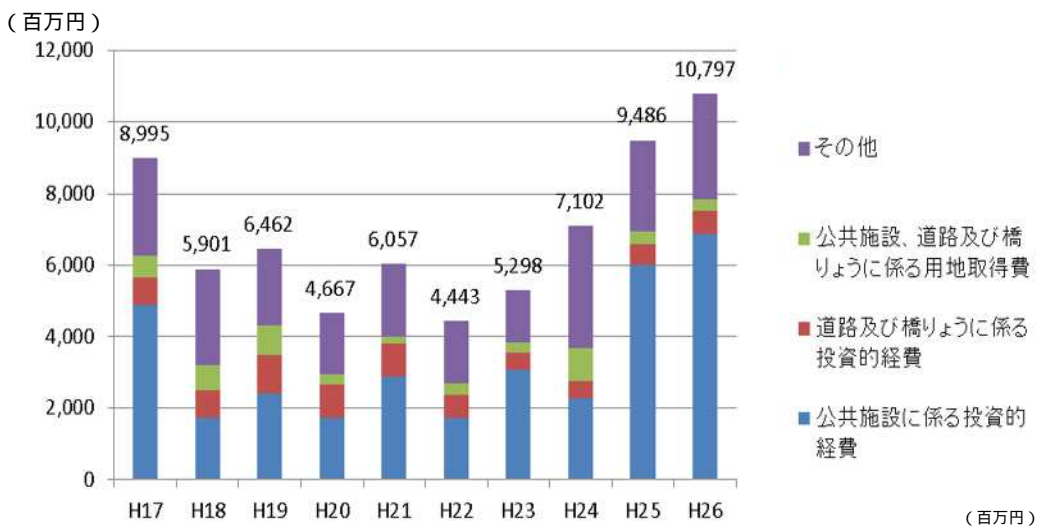
投資的経費（普通建設事業費）の推移



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
普通建設	8,500	5,659	6,074	4,578	5,966	4,291	5,155	6,787	9,378	10,726
災害復旧	495	243	388	89	91	152	143	315	108	71
合計	8,995	5,902	6,462	4,667	6,057	4,443	5,298	7,102	9,486	10,797

投資的経費には公共施設に係る投資的経費だけでなく、道路・橋りょうに係る投資的経費や、用地取得費が含まれています。現在津山市が公共施設の建設、改修のために支出している投資的経費に注目すれば、平成26年度は前年度に引き続き小中学校施設の耐震化等の公共工事を積極的に実施したことから、過去10年で最高額となった平成25年度を上回る68億9千万円を支出しており、過去5年間の平均額は39億9千万円となっています。

投資的経費（普通建設事業費）の内訳



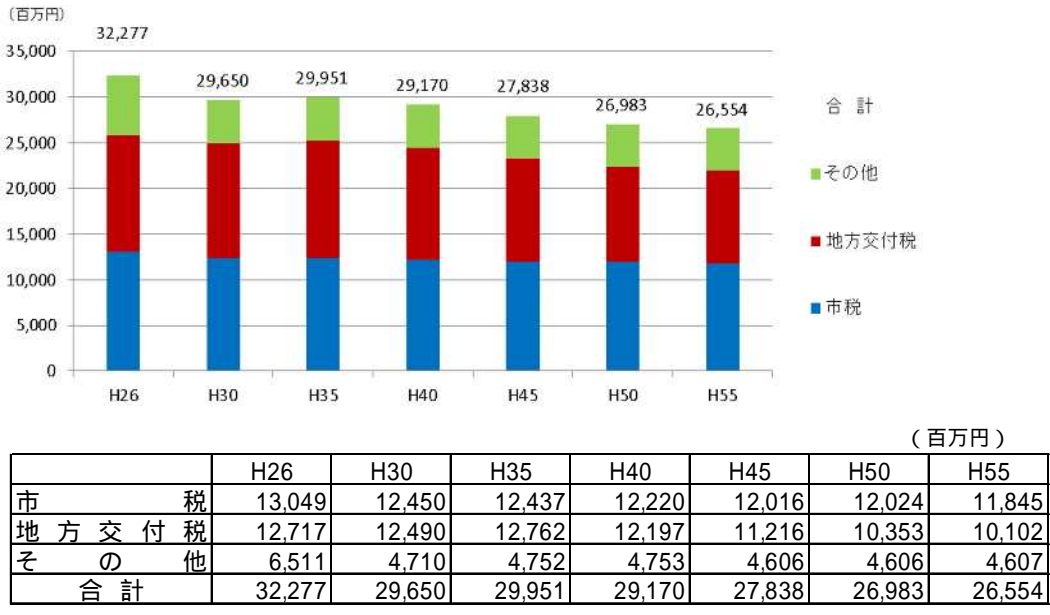
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
投資的経費（合計）	8,995	5,901	6,462	4,667	6,057	4,443	5,298	7,102	9,486	10,797
公共施設に係る投資的経費	4,898	1,721	2,402	1,723	2,876	1,709	3,060	2,273	6,020	6,890
道路及び橋りょうに係る投資的経費	777	766	1,081	924	921	662	490	467	584	644
公共施設、道路及び橋りょうに係る用地取得費	612	702	836	297	202	318	274	947	336	303
その他	2,708	2,712	2,142	1,724	2,058	1,754	1,474	3,415	2,546	2,960

(3) 今後の財政見通し【津山市財政計画(長期財政見通し)より】

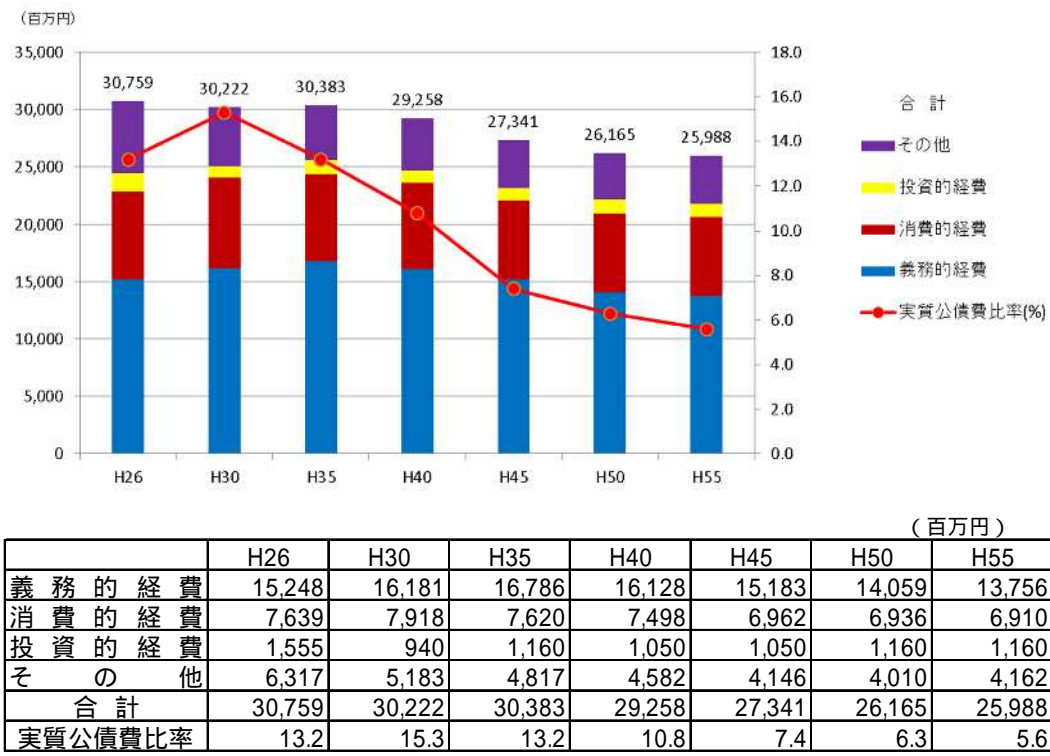
一般財源歳入については、市税や地方交付税の減額などから減少傾向が続くものと推計され、平成26年度の322億円が、平成30年度には296億円、平成40年度には291億円、平成55年度には265億円になるものと見込まれます。

一方歳出については、高齢化の進展により社会保障関係経費が今後も増加の一途をたどることが予測されるため、歳入に見合った行政運営を行うためには、今後、さらに一層の行財政改革の推進による歳出全体の抑制を図らざるを得ない状況となっています。

今後の歳入見通し【一般財源ベース】



今後の歳出見通し【一般財源ベース】



第2章 公共施設等の状況

1 公共施設

津山市では「津山市公共施設白書」を作成し、公共施設のうち建物、いわゆる「ハコモノ施設」について平成27年3月31日時点の状況を調査し、公表しています。

ここでは公共施設白書から「延床面積の割合」「建築年度別整備状況」「耐震化の状況」「施設現地調査結果」「更新費用の試算」を示しています。

(1) 延床面積の割合

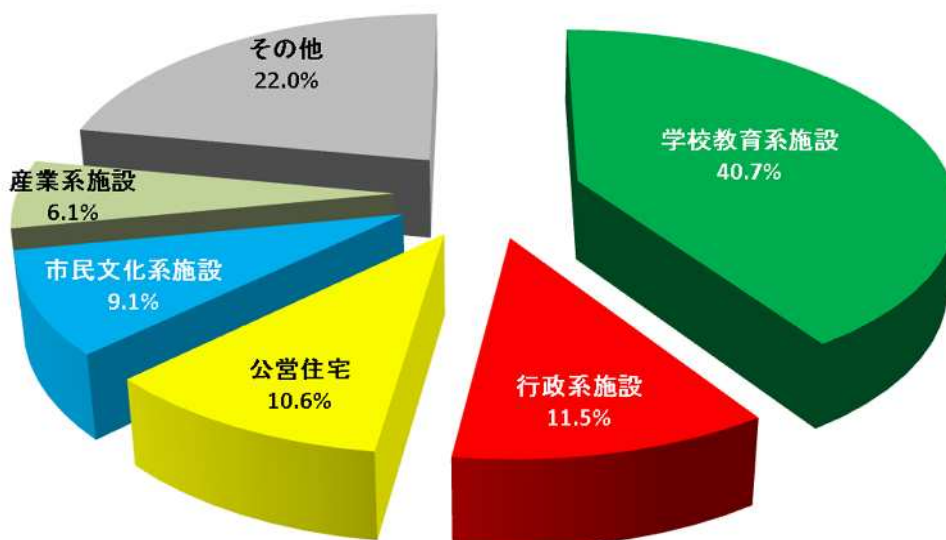
下のグラフは、津山市の公共施設（全602施設、総延床面積485,625.45㎡）のうち分類別に占める割合を示したものです。集計の結果、「学校教育系施設（40.7%）」が最も高く、次いで市役所本庁舎等の「行政系施設（11.5%）」、「公営住宅（10.6%）」津山文化センター等の「市民文化系施設（9.1%）」となっています。

データの見方【延床面積の割合】

対象施設

- ・ 公共施設のうち建物、いわゆる「ハコモノ」を対象としたものであり、「建物を有しない公共施設（駐車場、公園等）」およびインフラ（道路、橋りょう、上下水道管等）は含みません。
- ・ 平成27年3月31日時点で津山市が保有している施設を対象としています。

延床面積の割合



津山市の市民一人当たりの公共施設延床面積は **4.42 m²/人** となっています。津山市と人口及び産業構造が類似している全国の自治体の平均 (4.78 m²/人) と比較すると平均的な数値となっており、津山市も他の類似自治体と同等規模の公共施設が建設、整備されてきたことがわかります。

データの見方【類似自治体における「公共施設一人当たり床面積」】

数値参照元

- ・「人口」及び「公共施設総延床面積」は、総務省「平成 25 年度住民基本台帳に基づく人口」及び「公共施設状況調査経年比較表」から参照しています。
- ・津山市と類似自治体として、「人口 10 万人以上 15 万人未満」、「人口密度 100 人/km²以上 300 人/km²未満」かつ「第 3 次産業人口 55%以上 (津山市：68.1%)」の自治体を比較対象としています。

人口及び産業構造の類似自治体における「公共施設一人当たり床面積」

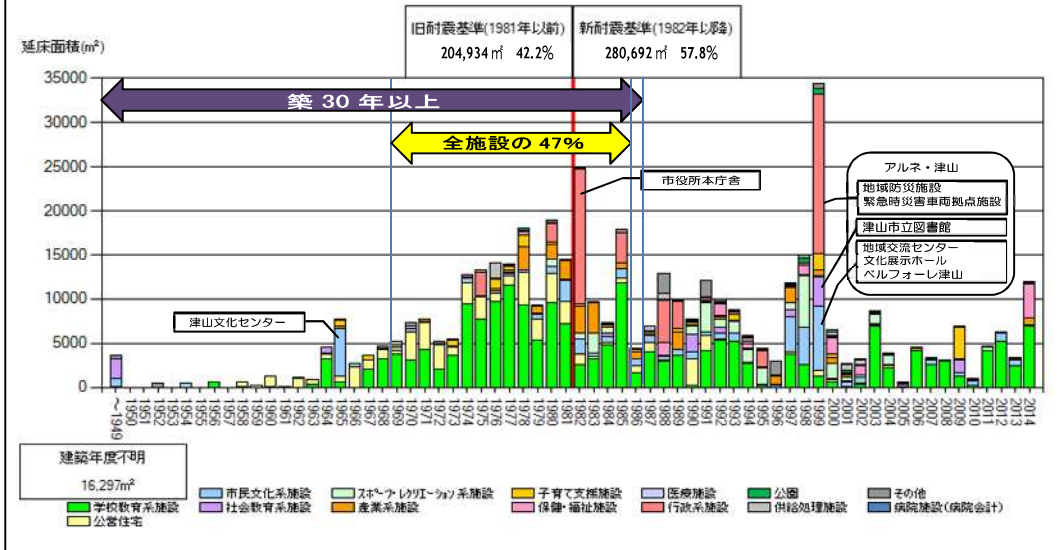
自治体名	市域面積 (km ²)	人口 (人) (H26.1.1)	人口密度 (人/km ²)	H25年度公共施設総延床面積 (m ²)	1人当たり床面積 (m ² /人)
鹿児島県 霧島市	603.15	128,156	212	851,980	6.64
佐賀県 唐津市	487.48	128,740	264	796,273	6.18
岩手県 花巻市	908.32	100,722	110	561,679	5.57
宮崎県 延岡市	868.09	130,834	150	718,518	5.49
山形県 鶴岡市	1,311.51	134,630	102	717,565	5.32
石川県 白山市	755.17	113,010	149	589,013	5.21
長野県 佐久市	423.99	100,166	236	520,178	5.19
鹿児島県 鹿屋市	448.33	105,607	235	515,619	4.88
山口県 岩国市	873.85	143,258	163	694,822	4.85
愛媛県 西条市	509.07	113,801	223	543,711	4.77
山形県 酒田市	602.79	109,358	181	513,892	4.69
栃木県 鹿沼市	490.62	101,599	207	458,437	4.51
岡山県 津山市	506.36	105,557	208	467,591	4.42
広島県 廿日市市	489.42	117,623	240	517,989	4.40
宮城県 大崎市	796.76	135,623	170	568,829	4.19
石川県 小松市	371.13	108,980	293	447,605	4.10
新潟県 三条市	432.01	102,489	237	419,137	4.08
熊本県 八代市	680.60	132,418	194	537,710	4.06
新潟県 新発田市	532.82	101,571	190	379,602	3.73
栃木県 那須塩原市	592.82	118,885	200	401,826	3.37
				平均	4.78

(2) 建築年度別整備状況

次のグラフは、公共施設を建築年別に集計したものを示しています。現在津山市が保有している施設の47%が、高度経済成長期(昭和45年頃から昭和60年頃)に建築され、築30年以上経過していることがわかります。また年度ごとに注目すると昭和57(1982)年と平成11(1999)年が目を引きます。平成11年のほとんどを占めているのは図書館や音楽ホール、災害時緊急車両施設である「アルネ・津山」です。

また、昭和57年に建築された「行政系施設」は「市役所本庁舎」、昭和40(1965)年に建築された「市民文化系施設」は「津山文化センター」で、いずれも旧耐震基準で建てられた大型施設です。

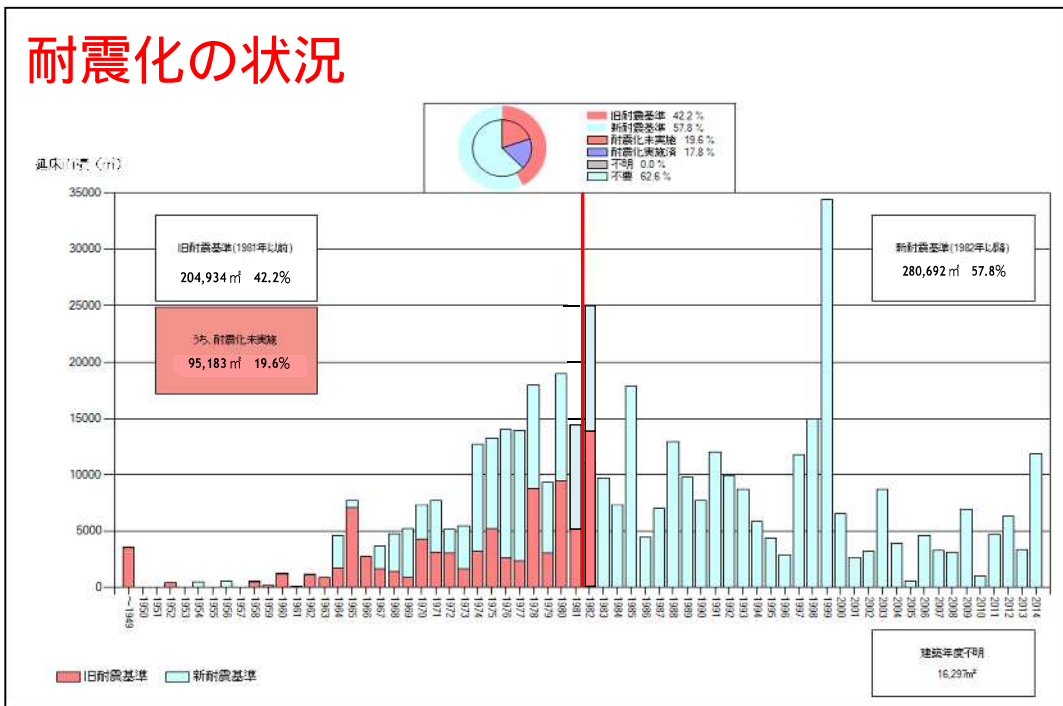
建築年度別整備延床面積



(3) 耐震化の状況

下のグラフは、津山市が保有する施設の耐震化の状況を示しています。昭和56(1981)年以前に設計、建築された建物には、現在の耐震化基準を満たす義務付けがされていませんでした。津山市では小・中学校においては平成24年度から耐震改修が必要な校舎などの耐震化工事に取り組み、平成26年度末に全て完了しました。

なお、市役所本庁舎など耐震化が求められる施設については、今後耐震化工事を実施していく必要があります。



昭和57(1982)年に完成した「市役所本庁舎」は旧耐震に基づく設計のため、耐震改修が必要な建物になります。

(4) 施設現地調査結果

津山市では建物の老朽化の状況を調べるため、市が保有している 147 施設（165 棟）について、市の建築技師及び電気技師による施設の現地調査を平成 27 年度に行いました。調査は原則として目視可能な範囲にて行い、建物の部位ごとに老朽化状況を A～D の 4 段階で判定し、加えて総合判定を同様に A～D の 4 段階で判定しました。

調査対象

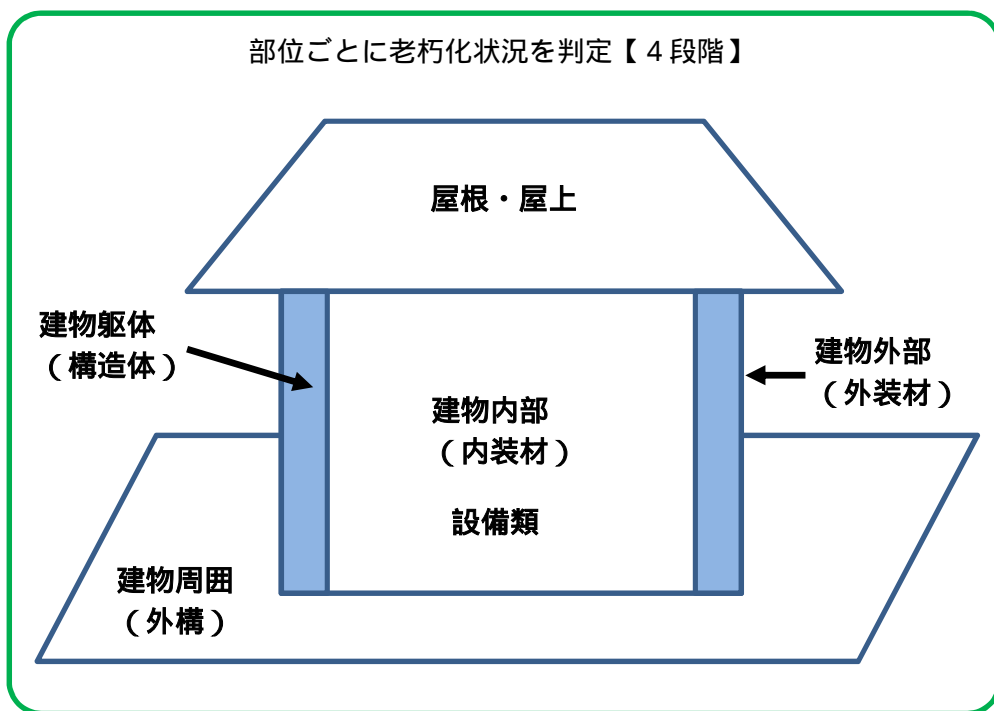
津山市が保有する公共施設のうち以下の施設を除いたもの

- ・ 特定少数の者が利用する施設（小規模な地元町内の集会施設、市営住宅等）
- ・ 床面積が概ね 100 m²以下の小規模施設（公衆便所、消防機庫等）
- ・ 廃止がすでに決定している施設（環境事業所等）
- ・ 新築後、概ね 5 年以内の施設
- ・ 建築技師による点検が日常的に行われ維持管理されている施設（小・中学校）
- ・ 特殊機器が主体で更新年数の想定が困難な施設

（上下水道施設等のプラント系施設）

調査方法

目視により下記の部位ごとに老朽化状況を調査し、それぞれ 4 段階で判定
部位ごとの判定結果を基に、建物の全体的な総合判定を同様に 4 段階で判定



建物全体の老朽化状況を総合的に判定【4段階】

判定レベル	
A	新品または新築時と同等のレベル
B	多少の劣化は認められるが、機能上支障がないレベル 汚れ、若干の損傷、軽度の腐食程度
C	近い将来に更新を要するレベル 腐食の進行が進み、機能に支障が出る程度の劣化
D	更新が必要なレベル 機能不全や使用上危険な状態



調査の結果、総合判定を「D（更新が必要なレベル）」と判定した建物が14棟あり、「C（近い将来に更新を要するレベル）」と判定した建物（55棟）を合わせると、今回調査を行った建物のうち40%以上の建物が、早い時期に更新を要するレベルまで老朽化しているということが判明し、公共施設の老朽化が予想以上に深刻化している実態が明らかになりました。

築年数が浅く比較的新しい施設においても、立地条件や建物環境などの要因により、劣化の進行が早い施設も見られました。その一方で、例えば作州民芸館や中島病院旧本館のように、長寿命化工事や修繕工事が施され、古くても良好に保全されている施設もあります。また、日常的な維持管理が良好に行われていることで、築年数の大小に関わらずA判定やB判定といった高い評価となった施設もありました。このことから、建物は新築として建てる時点はもちろんですが、その後の維持・保全がいかに重要であるかということがわかります。

施設の老朽化や劣化状況の一例



(5) 更新費用の試算

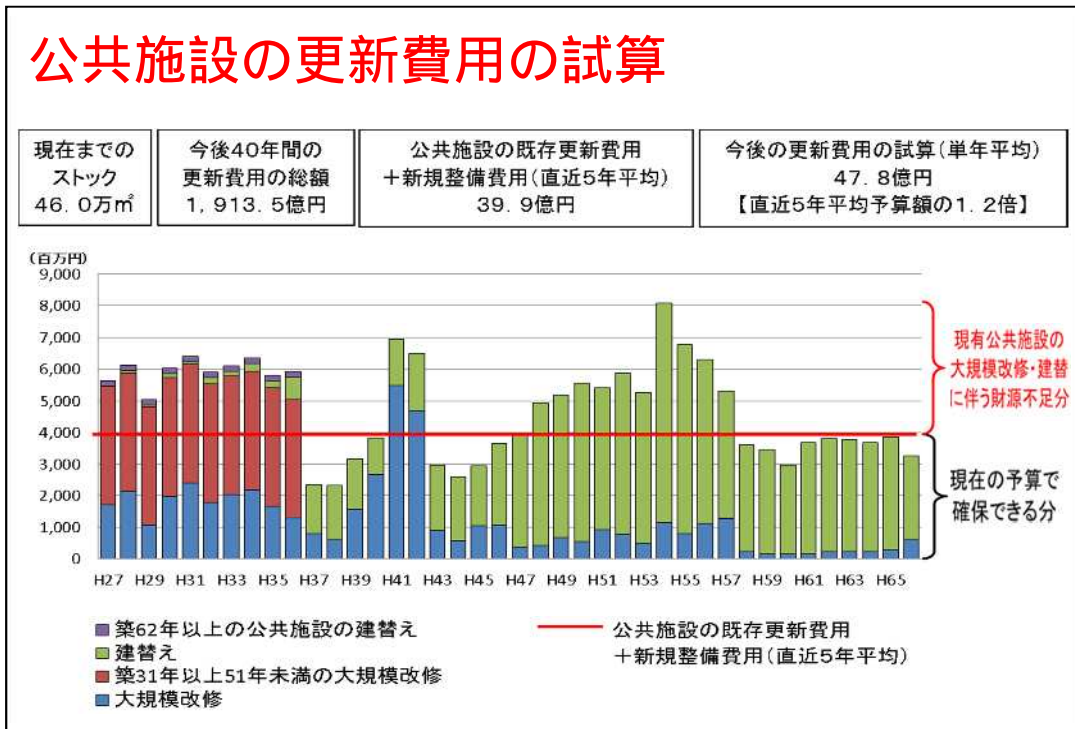
下のグラフは今後 40 年間に必要な公共施設の大規模改修及び更新（建替）費用を、試算した結果を示したものです。

試算の結果、現在津山市が保有している全ての公共施設を更新（建替）した場合、今後 40 年間で必要とされる大規模改修及び更新費用は 1,913 億 5 千万円となり、今後 40 年間、公共施設の既存更新費用と新規整備費用として現在と同規模の額（39 億 9 千万円）を確保できたとしても、実際にはその 1.2 倍の費用が必要という結果となりました。【公共施設の更新費用の試算】

データの見方【公共施設の更新費用の試算】

分析方法

- 更新費用の試算には「公共施設更新費用試算ソフト（総務省提示）」を使用しています。
- 対象施設は平成 27 年 3 月 31 日時点で津山市が保有している床面積 50 m²以上の施設を対象としています。
- 現在津山市が保有している全ての施設を、現在と同じ面積で更新（建替）すると仮定して「整備年度ごとの延床面積×更新単価」で試算しています。
- 耐用年数は 60 年とし、建築後 30 年で大規模改修、その後 30 年で建て替えると仮定しています。
- 財政データは平成 22 年度から平成 26 年度までの歳出決算額の投資的経費から公共施設に要する経費を抽出し、平均額約 39 億 9 千万円を公共施設の投資的経費分として比較基準値に設定しています。



しかしながら実際には、小・中学校のように、既存の事業計画に基づいて計画的な大規模改修が完了し、長寿命化が図られた施設や、逆に新規入居者の募集を中止している市営住宅のように、更新（建替）を行わず将来の廃止が決定している施設もあります。また、郷土博物館のように文化財に指定されている施設は建替を行うことが難しいため、将来にわたり大規模改修を繰り返していくことになるなど、現在保有している全ての公共施設を更新（建替）するわけではありません。

更新費用の面においても、投資的経費を構成する財源の中には、起債（借金）による資金が含まれており、直近5年間の投資的経費を構成する財源の中にも平成17年の市町村合併に伴う合併特例債の発行による資金が含まれています。この合併特例債は元利償還金の7割が地方交付税で措置される財政的に極めて有利な起債ですが、平成32年以降発行することができません。また、起債による財源確保にも限りがあり、実質公債費比率（＝地方自治体の収入に対する実質的な借金の比率）が25%以上になると財政健全化法による早期健全化団体となります。このため資金手当的な新たな起債の発行については特に慎重な判断が求められています。

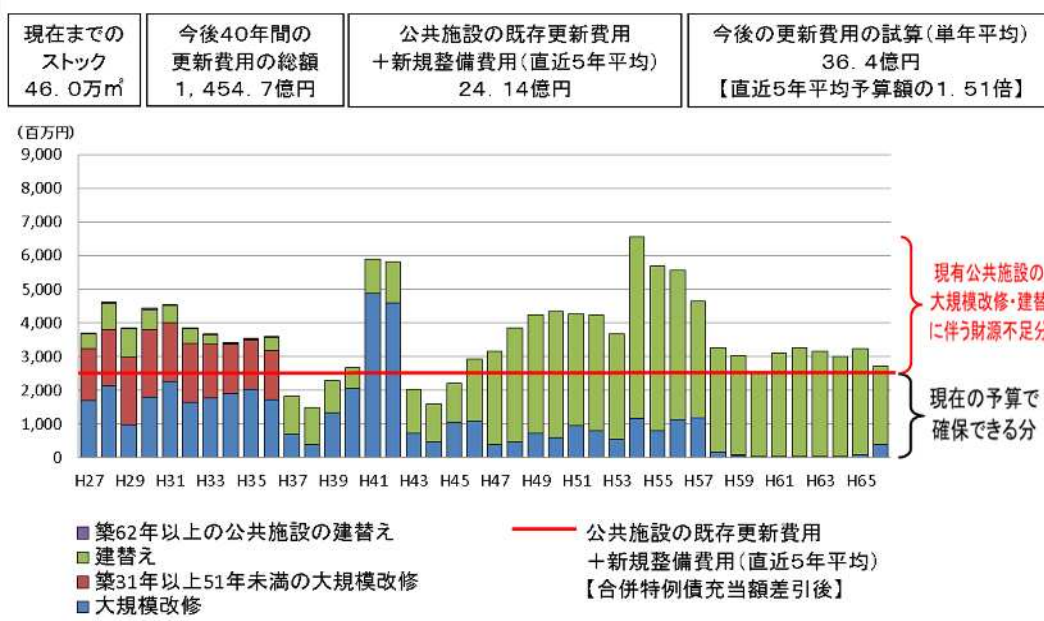
このような状況を踏まえて、より実態に近い試算を行うため、下記の手法により公共施設の更新費用の再試算を行いました。【公共施設の更新費用の試算】

データの見方【公共施設の更新費用の試算】

分析方法

- ・更新費用単価と対象施設は【公共施設の更新費用の試算】と同様とします。
- ・現時点で今後の方針が定まっていない施設は、耐用年数は60年とし、建築後30年で大規模改修、その後30年で建替えると仮定して試算しています。
- ・既に用途廃止され普通財産となっている施設や、既存の事業計画の中で将来の廃止が決定している施設は試算から除外しています。
- ・文化財に指定されている施設は、30年毎に大規模改修を繰り返すよう設定しています。
- ・これまでに大規模改修、長寿命化を実施した施設及び、近年中に実施が決定している施設は、その効果を反映した耐用年数を用いています。
- ・施設現地調査を実施した施設は、老朽化診断結果を反映した耐用年数を用いています。
- ・更新（建替）を行う公共施設は、現在と同じ面積で更新（建替）すると仮定して試算しています。
- ・財政データは平成22年度から平成26年度までの歳出決算額の投資的経費から公共施設に要する経費を抽出し、そこから合併特例債による財源を除外した平均額約24億1千4百万円を公共施設の投資的経費分として比較基準値に設定しています。

公共施設の更新費用の試算



2 インフラ施設

(1) インフラ施設の整備状況【平成27年3月31日時点】

公共施設白書では、公共施設について調査、分析を行いました。公共物には、道路、橋りょう、上下水道管といったインフラ施設も含まれます。インフラは日々の生活に直結する非常に重要な公共物であり、受益者がいる限り維持し続けていく必要があります。

ここでは「インフラ施設の整備状況」及び「更新費用の試算」について示しています。

道路の状況

市道の状況

・路線数 (本)

	1級市道	2級市道	その他市道	自転車・歩行者専用道路
津山地区	28	32	3,648	3
加茂地区	10	19	334	0
阿波地区	2	4	38	0
勝北地区	17	6	484	0
久米地区	5	10	677	0
合計	62	71	5,181	3

・路面幅員別延長 (m)

	幅員				
	1.5m未満	1.5m以上 2.5m未満	2.5m以上 4.5m未満	4.5m以上 6.5m未満	6.5m以上
津山地区	14,907	119,099	516,524	260,570	117,373
加茂地区	175	3,964	65,632	44,660	23,642
阿波地区	6	135	7,090	8,122	1,140
勝北地区	79	10,438	145,261	64,736	24,048
久米地区	866	26,256	181,868	61,307	20,186
合計	16,033	159,892	916,374	439,395	186,389

・路面幅員別面積 (㎡)

	幅員				
	1.5m未満	1.5m以上 2.5m未満	2.5m以上 4.5m未満	4.5m以上 6.5m未満	6.5m以上
津山地区	18,634	253,387	1,837,804	1,429,634	1,193,227
加茂地区	241	8,813	232,408	243,028	201,753
阿波地区	9	271	27,410	43,551	8,947
勝北地区	109	21,794	524,813	344,925	212,159
久米地区	1,109	56,056	619,078	326,954	186,407
合計	20,102	340,321	3,241,513	2,388,091	1,802,493

基幹農道（一定要件農道）の状況

・路線数 (本)

	路線数
津山地区	11
加茂地区	4
阿波地区	0
勝北地区	2
久米地区	11
合計	28

・路面幅員別延長 (m)

	幅員		
	4.0m以上 5.5m未満	5.5m以上	合計
津山地区	6,161	16,115	22,276
加茂地区	1,294	66	1,360
阿波地区	0	0	0
勝北地区	391	2,644	3,035
久米地区	3,133	4,712	7,845
合計	10,979	23,537	34,516

・路面幅員別面積 (㎡)

	幅員		
	4.0m以上 5.5m未満	5.5m以上	合計
津山地区	27,795	139,924	167,719
加茂地区	5,989	391	6,380
阿波地区	0	0	0
勝北地区	1,964	18,009	19,973
久米地区	15,223	33,451	48,674
合計	50,791	191,775	242,746

橋りょうの状況

市道橋りょう

・橋りょう数 (橋)

	永久橋	非永久橋		合計
		木橋	混合橋	
津山地区	754	0	5	759
加茂地区	151	1	0	152
阿波地区	16	0	0	16
勝北地区	186	0	0	186
久米地区	234	1	1	236
合計	1341	2	6	1349

・橋りょう延長

(m)

	永久橋	非永久橋		合計
		木橋	混合橋	
津山地区	8,064	0	23	8,106
加茂地区	1,959	6	0	1,965
阿波地区	135	0	0	135
勝北地区	1,478	0	0	1,478
久米地区	2,047	5	4	2,056
合計	13,682	11	27	13,720

農道橋りょう(基幹農道)

・橋りょう数及び延長

	橋りょう数(橋)	延長(m)
津山地区	12	570
加茂地区	1	12
阿波地区	0	0
勝北地区	1	7
久米地区	2	41
合計	16	630

上水道の状況

・分類別延長

管の分類	導水管(m)	送水管(m)	配水管(m)
铸铁管	307	0	4,579
ダグタイル铸铁管	5,551	31,848	499,287
鋼管	0	3,496	13,033
石綿セメント管	0	371	12,765
硬化塩化ビニル管	0	5,371	345,628
コンクリート管	367	0	0
鉛管	0	0	0
ポリエチレン管	0	0	4,413
その他	2,809	1,391	15,072
合計	9,034	42,477	894,777

・上水道普及率・・・99.48%

下水道の状況

	処理区域(ha)	処理人口(人)	普及率(%)
津山処理区	713	25,748	33.9
加茂処理区	106	2,667	
勝北処理区	185	4,203	
久米処理区	170	2,710	
合計	1,174	35,328	

(2) 更新費用の試算

下の表は今後 40 年間に必要なインフラ施設の更新費用を、試算した結果を示したものです。試算の結果、現在津山市が保有している全てのインフラ施設を更新した場合、今後 40 年間で必要とされる大規模改修及び更新費用は 2,718 億 9 千万円となり、今後 40 年間、インフラ施設の既存更新費用と新規整備費用として現在と同規模の額 (22 億 1 千万円) を確保できたとしても、実際にはその 3.08 倍の費用が必要という結果となりました。

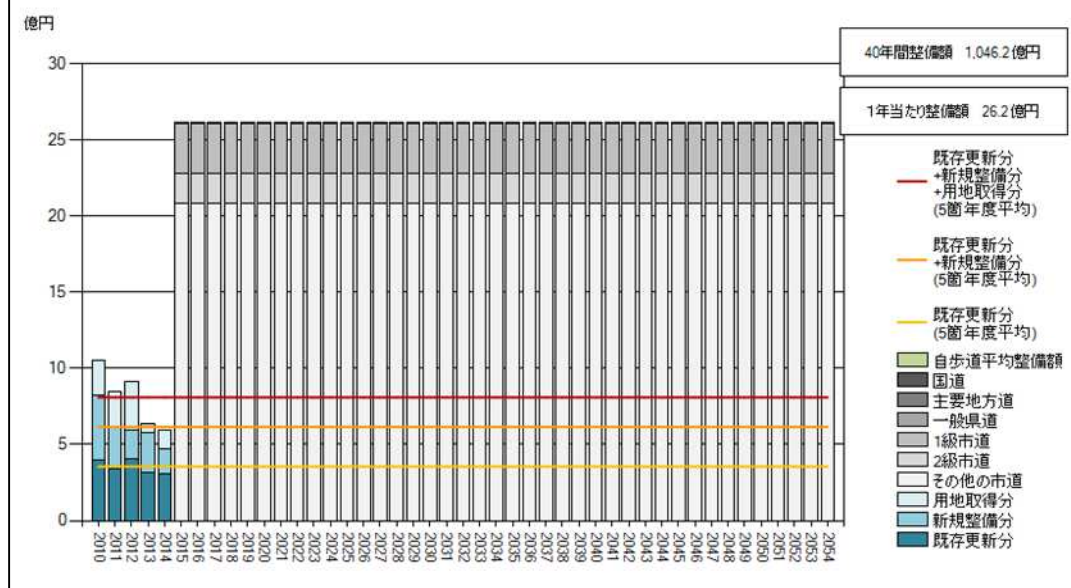
分野別に見ると、道路については現在の投資的経費の約 2.90 倍、上水道については約 5.45 倍の費用が必要となる結果が出ました。橋りょうについては単年平均 6.5 億円と他のインフラ施設に比べて少ない金額となっていますが、今までは必要としなかった費用が新たに発生することを示しています。また、下水道については普及率が 33.9% となっているとおり、整備時期自体が遅いため、今後 40 年間の間に見込まれる更新費用は比較的少額となっている代わりに、今後も新規整備に投資が必要なインフラ施設になります。

データの見方【更新費用の試算】	
分析方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設は平成 27 年 3 月 31 日時点で津山市が保有している道路、橋りょう、下水道、上水道を対象としています。 ・更新費用の試算には「公共施設更新費用試算ソフト (総務省提示)」を使用しています。 ・将来の更新費用は現在保有するインフラ施設を同じ面積・延長で更新 (建替) すると仮定して「数量×更新単価」で試算しています。 ・耐用年数は次のように仮定しています。 <ul style="list-style-type: none"> 道 路：15 年で舗装部分の更新 橋りょう：60 年で架換え 上水道管：40 年で更新 下水道管：50 年で更新 ・財政データは平成 22 年度から平成 26 年度までの歳出決算額の投資的経費からインフラ施設に要する経費を抽出し、その平均額を投資的経費分として比較基準値に設定しています。 	

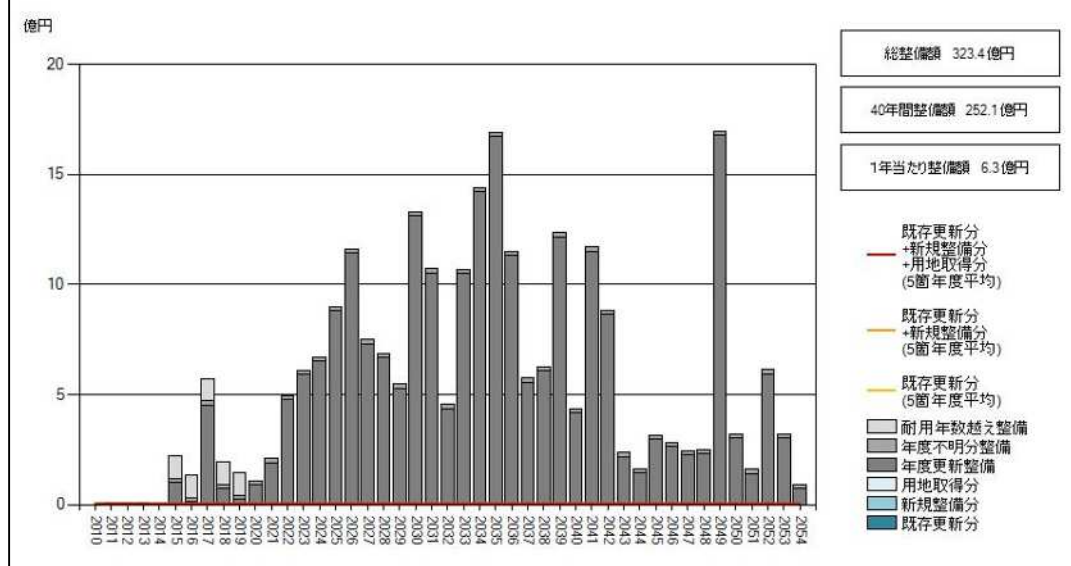
・今後 40 年間の更新費用の推計

	比準基準値 (A) (直近 5 年平均)	将来の推計		比率 (B ÷ A)
		40 年間累計	単年平均 (B)	
道 路	9.3 億円	1,076.6 億円	27.0 億円	2.90
内訳) 市 道	8.1 億円	1,046.2 億円	26.2 億円	3.23
基幹農道	1.2 億円	30.4 億円	0.8 億円	0.66
橋りょう	0.10 億円	261.8 億円	6.5 億円	65.00
内訳) 市道橋りょう	0.08 億円	252.1 億円	6.3 億円	78.75
農道橋りょう	0.02 億円	9.7 億円	0.2 億円	10.00
上 水 道	4.4 億円	959.9 億円	24.0 億円	5.45
下 水 道	8.3 億円	420.6 億円	10.5 億円	1.27
合 計	22.1 億円	2,718.9 億円	68.0 億円	3.08

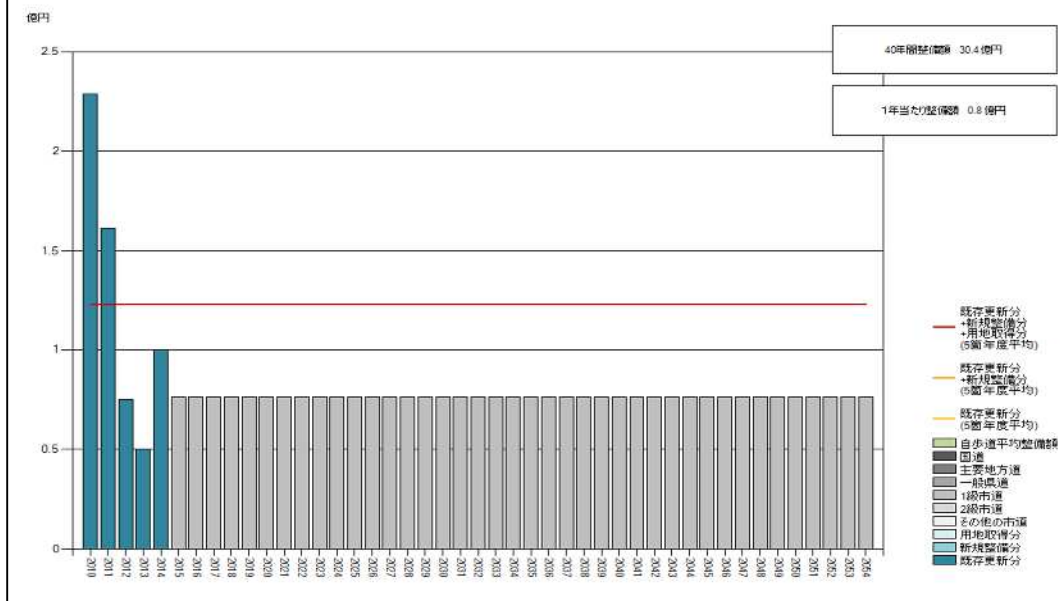
市道の更新費用の試算



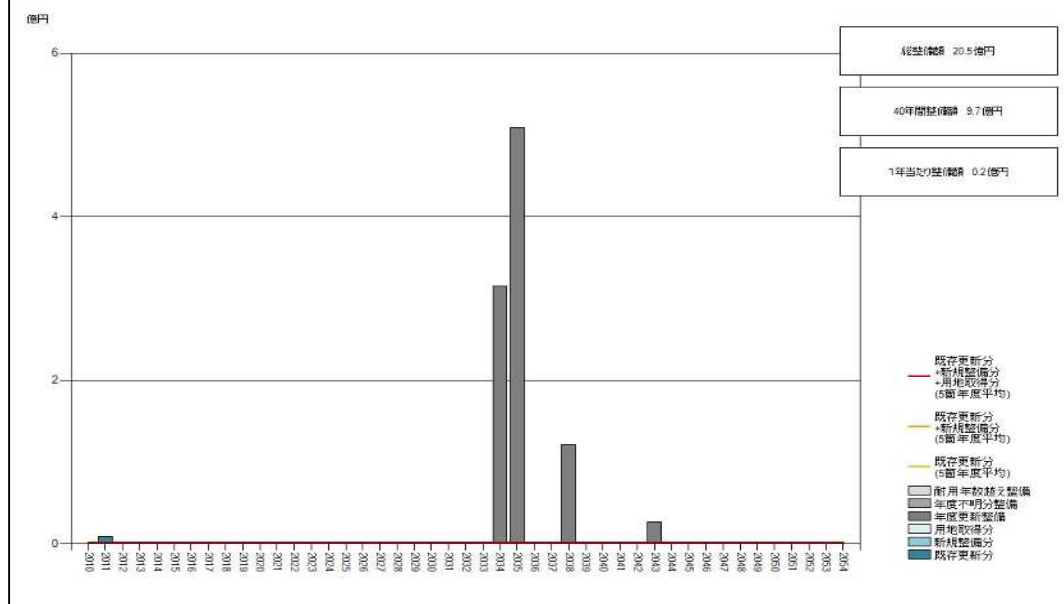
市道橋りょうの更新費用の試算



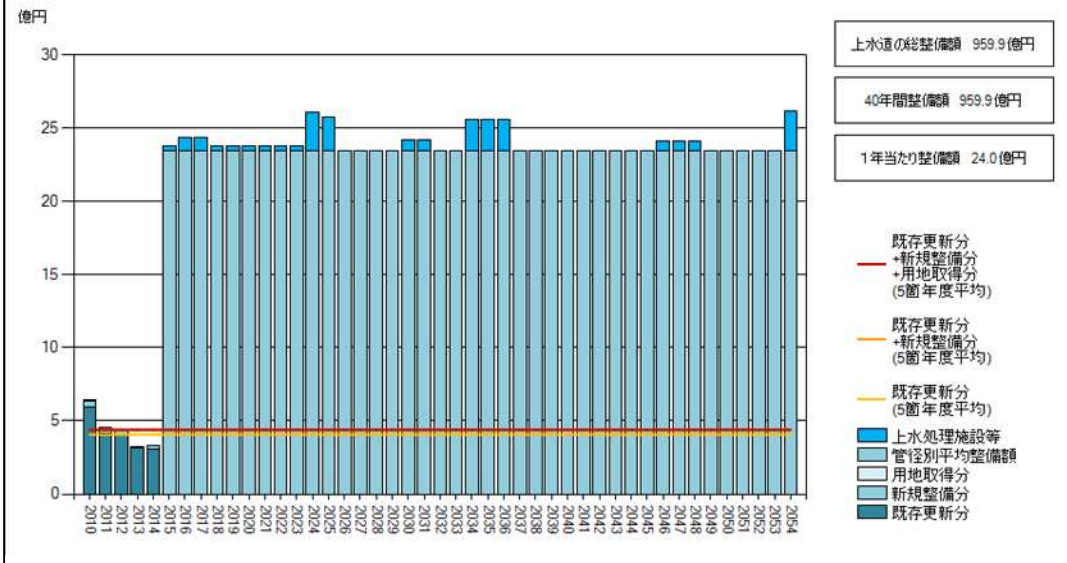
基幹農道の更新費用の試算



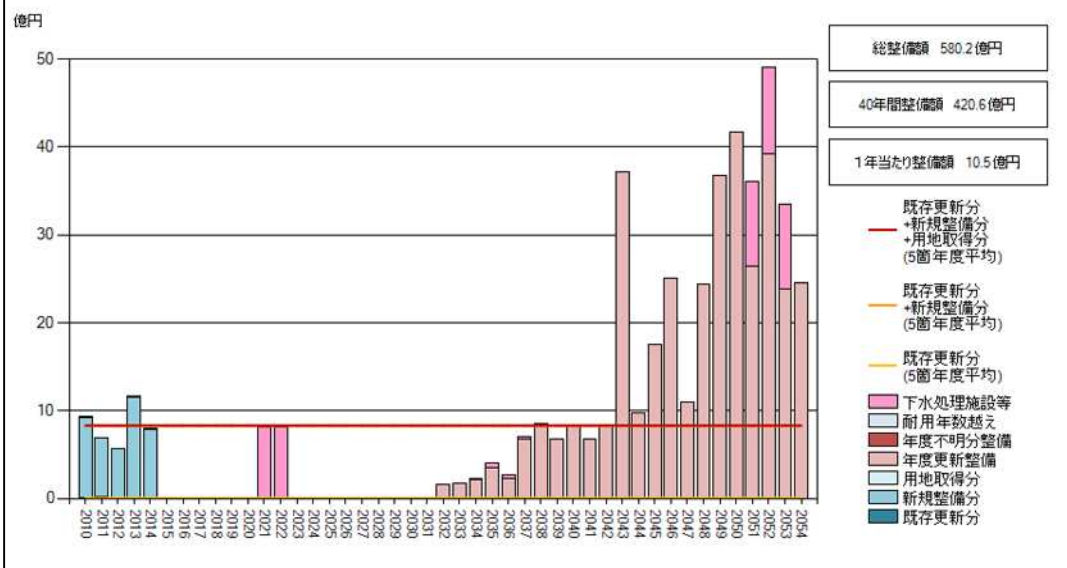
農道橋りょうの更新費用の試算



上水道の更新費用の試算



下水道の更新費用の試算



第3章 公共施設等の適正管理に関する基本方針

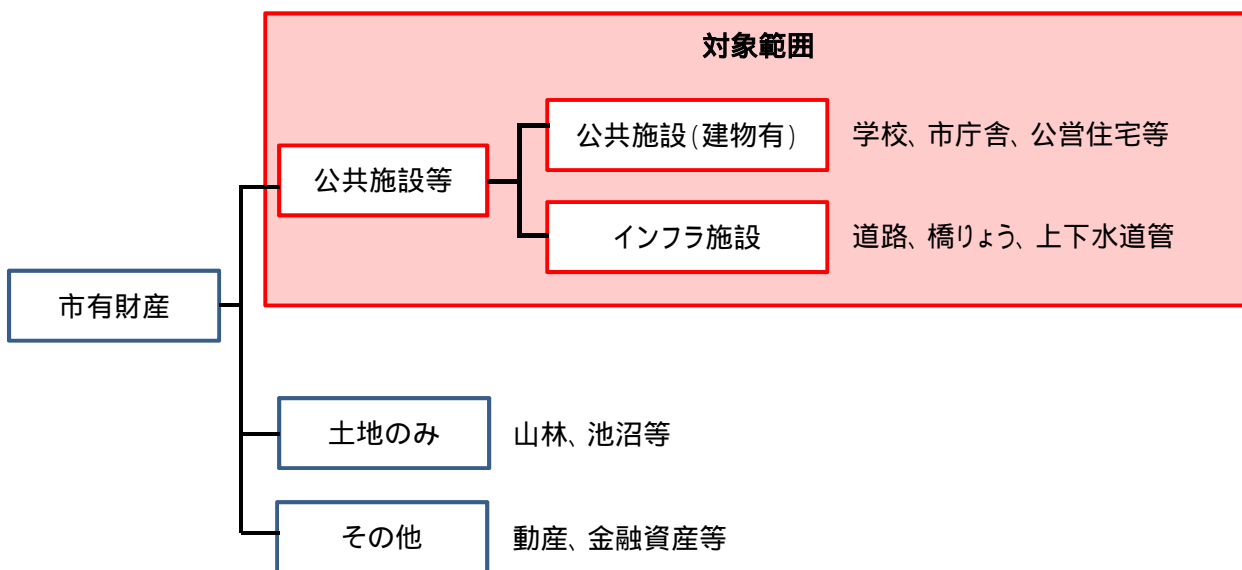
公共施設及びインフラ施設の適正管理に関する基本方針を次のとおり定めます。

1 計画期間

平成 28 年度から平成 57 年度までの 30 年間を計画期間とします。

2 対象範囲

本計画の対象となる「公共施設等」とは、本市が所有する財産のうち、第 2 章で採り上げた「建物を有する公共施設」と「インフラ施設」とします。



3 取組体制

公共施設の大規模な改修・修繕等については、「津山市公共施設マネジメント基本方針」に基づき専門の担当部署による統括的な管理を行い、インフラ施設については各所管課において管理計画等に基づき適切な管理を行います。そして、全ての資産の状況を固定資産台帳の整備を通じて財産管理を担当する部署で一元管理を行う体制とし、地方公会計制度の財務諸表として公表していきます。

また、職員一人ひとりの公共施設等の最適化に関する意識や経営感覚を高めるための研修を継続的に実施します。

4 基本方針

(1) 公共施設マネジメント基本方針

市民ニーズに対応した行政サービスを提供できる施設機能を、施設の安全性を確保しながら継続的に維持する

津山市では、様々な分野において、多くの公共施設を設置し、これらの公共施設は市民生活の向上に重要な役割を担ってきました。

しかし、今後の厳しい財政見通しの中、施設の老朽化に対応し、将来にわたり市民に必要な行政サービスを提供していくためには、公共施設をより戦略的な観点からマネジメントすることが大きな政策課題となっています。

津山市の公共施設が抱える現状と課題を踏まえ、将来必要な公共施設が更新費用等の見込みが立たず、老朽化し、管理が行き届かない施設とならないよう、「市民ニーズに対応した行政サービスを提供できる施設機能を、施設の安全性を確保しながら継続的に維持する」ことを基本方針として、次の取組を進めます。

取組 1 公共施設の面積総量（総延床面積）の適正化と多機能化の推進

公共施設の更新費用の試算で明らかになったとおり、現在保有している全ての公共施設を今後も現状のとおり維持・更新することは不可能です。このため、将来の「人口規模や構造」及び「財源見通し」、また「施設の耐用年数」などを考慮したうえで、面積総量の適正化（縮減）に取り組めます。なお、取組においては、公共施設が担う機能や行政サービスはできる限り継続的に維持していくため、多機能化や複合化、統廃合、再配置を基本として進めます。

面積総量の適正化

人口推計（人口減少率：21.5%）及び財源見通し（財源不足率：33.7%）を踏まえて、**今後30年間で公共施設の総延床面積を現在の70%以下（約48万6千㎡ 約34万㎡以下）とする**ことを目標とする。

施設の統廃合

設置目的や機能が重複する施設の整理（統廃合）を進める。

施設の多機能化・複合化

一つの施設に複数の行政機能を持たせることにより、設置目的や機能が異なった公共施設の整理（多機能化・複合化）を進める。

施設の再配置

今後の人口減少・少子高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりを推進するため、施設の利用状況や地域の実情に加えて将来のまちづくりも想定しながら、拠点となる区域などへの既存施設の集約・再編（再配置）を進める。

施設の更新

原則として廃止を伴わない新たな施設の建設は行わないこととし、既存施設の活用等では対応が困難であり、住民福祉の向上や地域の活性化のため必要不可欠なもののみ新規建設を行うこととする。また、施設を更新する際には、単にそれまでと同様の機能とするのではなく、既存施設との統廃合等による多機能的な施設とすることを基本とする。

取組 2 施設の長寿命化の推進

老朽化した部材や設備の更新、バリアフリー化や環境負荷を低減するための設備投資、利用状況の変化に応じた他の用途への転用など、建物の構造的な寿命を伸ばすとともに機能を高める改修を計画的に実施していきます。また、対症療法的な事後保全型の維持管理から、定期的な点検に基づく予防保全型の維持管理へ転換を図ることで、施設の長寿命化や安全・安心の確保、ライフサイクルコストの削減を進めていきます。

施設の予防保全

これまで各施設所管部署の判断によりそれぞれに行われていた大規模な修繕・改修等について、専門の担当部署での一元管理を行うなどマネジメント体制を整えることにより、より適正で将来を見据えた予防保全を行う。

基金の設置

公共施設の計画的な予防保全や改修を行う財源を確保するため、「津山市公共施設長寿命化等推進基金（仮称）」を設置する。

取組 3 公共施設の管理運営コストの縮減と財源の確保

効率的な公共施設の管理運営によるコスト縮減を図るため、民間活力や民間手法の導入を進めるとともに、市の公共施設マネジメント体制の整備を図ります。

民間活力・民間手法の導入

公設公営の原則にこだわることなく、民間施設の借り上げや民間の資金による整備について検討するとともに、指定管理者制度など民間手法による施設管理を進める。また、日常の維持管理においても、民間の持つノウハウを積極的に取り入れながらコストの縮減に努める。

地域団体や公益法人、その他公的な団体による運営がふさわしい施設については、団体が主体となった運営への転換や施設の譲渡等を進める。

マネジメント体制の整備

公共施設を一元的に管理する強力な推進体制を整備し、基本方針に基づいた効率的な運営をより一層推進する。

財源の確保

統廃合・複合化・再配置等により用途を廃止し未利用となった施設や余剰となったスペースについては、放置せず、積極的に民間等への売却又は貸付を行うこととし、それによって生まれた利益については、公共施設管理の財源として活用する。

また、計画的な施設長寿命化等を進めるため、「津山市公共施設長寿命化等推進基金（仮称）」について、毎年度一定の積立てを行うこととする。

取組 4 市民との情報及び認識の共有化

公共施設のマネジメントを進めていくためには、行政も市民も共に公共施設の現状と課題を把握し、理解することが重要です。津山市の公共施設を津山市民全員の財産として、この公共施設マネジメント方針に基づき、市民との情報及び認識の共有化を図りながら公共施設の最適な配置を進めていきます。

課題の共有

ホームページ、出前講座等あらゆる機会、手法を用いて幅広い年代の市民に対してこの取組についてわかりやすく理解していただけるように努め、津山市の公共施設の現状と課題、そして今後の方針の周知を図ることにより、行政と市民の課題の共有を図る。

将来を見越した市民ニーズの把握

公共施設の統廃合・複合化・再配置、更新等の整備を進めるにあたっては、市内各地域の特性や人口の特性（増減及び年齢構造）も踏まえた上で、全市的な課題として検討する。

公共施設白書の更新と公開

基本方針に基づく取組の進捗状況を明らかにするため、公共施設白書の公開及び定期的な更新を行う。

取組 5 個別の施設管理計画の策定

今後は、この公共施設マネジメント基本方針に基づき、公共施設の配置について、その機能や地域性などから総合的な検討を行い、国、県及び近隣自治体との連携も視野に入れて、最適化に向けた個別の施設管理計画の策定に取り組めます。

(2) インフラ施設マネジメント基本方針

市民生活や社会経済活動の基盤であるインフラ施設について、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を継続的に維持する

「市民生活や社会経済活動の基盤であるインフラ施設について、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を継続的に維持する」ことを基本方針とし、従来からの事後保全型メンテナンスから予防保全型メンテナンスへと転換するなど、計画的な修繕、耐震化及び更新を実施することにより施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に努めます。また、更新及び新設については、各インフラの現在の状況、配置、利用状況に加えて、将来の人口動向や財政状況、さらには社会情勢の変化に対応するコンパクトなまちづくりも想定しながら総合的に検討していくこととします。

道路（市道・基幹農林道）

道路は市街地はもとより中山間地域においても重要な生活インフラであり、道路の老朽化は交通の安全性に大きな影響を及ぼします。このため、日常的なパトロール及び定期的な点検を今後も実施することにより損傷箇所を早期に把握し、予防保全型メンテナンスにつなげ施設の長寿命化を図ります。また、修繕時期が特定の年度に集中しないよう計画的に更新を行い、事業費の平準化を図ります。

橋りょう

橋りょうについては、平成 20 年度から計画的に橋長 15m 以上の点検を実施しており、平成 26 年度からは 15m 未満の橋りょう点検を実施しています。今後も道路橋梁点検マニュアルに基づき定期的に点検を行い、橋りょうの損傷箇所の早期把握に努めます。

なお、橋りょうについてはこれから一斉に更新時期を迎える見通しとなっており、この修繕・更新には多額の財政負担が見込まれることから、「津山市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的な修繕・更新を行い橋りょうの長寿命化を図ります。

上水道

上水道は市民生活に直結した重要なインフラであり、これまで浄水場施設や管路について計画的な更新及び耐震化を行うとともに、簡易水道の上水道への統合を進めるなど効率的な運営に努めていますが、今後も多くの施設の更新が見込まれています。将来にわたり安定的な事業経営による飲料水の安定供給を確保するため、「津山市水道ビジョン」や「浄水場施設更新計画」に基づき、引き続き計画的な浄水場施設や管路の更新及び耐震化など予防保全型の施設維持管理を進めていきます。

下水道

平成 26 年度末時点における本市の下水道普及率は 33.9% となっており、これからも処理区域が拡大するインフラ施設です。しかしながら、今後 10 年間に建設後 30 年を経過する施設が、これまでに完成した管渠施設全体の約 1 割を占める見込みとなっており、今後は新規整備費用に加えて更新費用が新たに発生することが見込まれます。

下水道事業は今後、公営企業法の適用による企業会計制度を導入するなど事業の効率化に取り組めます。また、「津山市下水道中期ビジョン」や「津山市津山浄化センター再構築基本設計（長寿命化計画）」に基づく計画的な改築更新に取り組むなど予防保全型の施設維持管理の推進を図り、将来の財政負担の平準化に努めていきます。なお、今後の区域拡張については「津山市下水道事業計画」に基づき、各地域の特性に合わせた効率的な施設整備を進めていきます。

5 フォローアップ方針

この計画の内容については、今後の財政状況や社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。見直しを行った場合は、ホームページ等で随時情報提供を行い、市全体で認識の共有を図ります。

津山市公共施設等総合管理計画

平成28年2月 策定

平成29年5月 改訂